



春の全国交通安全運動

4月6日(金)~4月15日(日)

4月10日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です!



運動の重点

子供と高齢者の安全な通行の確保と 高齢運転者の交通事故防止



横断歩道利用者を見かけたら、一時停止し、道を譲りましょう。

子供や高齢者を見かけたら、その行動に十分気をつけて徐行または一時停止するなど、思いやりのある運転に努めましょう。

登下校時間帯の通学(通園)路を通行する場合は、速度を落として子供たちの動きに十分注意しましょう。

高齢ドライバーは、身体機能の変化を認識して無理をせず、体調に合った運転をしましょう。



時間にゆとりを持つはO、無理な運転はX。



自転車の安全利用の推進

◆自転車安全利用五則◆

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★夜間はライトを点灯
 - ★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子供はヘルメットを着用

高齢者のみなさん!

ヘルメットを着用しましょう。

自分の身は自分で守る!



滋賀県内で自転車に乗る人は自転車の損害賠償保険への加入が義務となっています。

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

近い場所へ行く時も必ずシートベルトの着用を！



車に乗れば、まず「シートベルトとチャイルドシートの着用」を習慣づけましょう。

運転席、助手席はもちろん、後部座席に乗る時も必ずシートベルトを着用しましょう。事故の時にシートベルトをしていない場合、前席に激突したり、車外に投げ出されるなど、大きな被害につながります。

6歳未満の子供には、体格に合ったチャイルドシートなどを座席に正しく取り付けて使用しましょう。

飲酒運転の根絶 飲んだら乗らない、乗るなら飲まない！

車を運転する人はもちろん、職場や家庭、地域ぐるみで「飲酒運転をしない、させない、許さない環境」をつくりましょう。

少しの量でもお酒を口にすれば、運転能力や判断力が鈍ってしまうおそれがあります。「ちょっとだけしか飲んでいないから」の軽い気持ちが大事故につながります。お酒を口にした後の運転は絶対にやめましょう。



事故防止 琵琶湖と同じ 日本一

ハガキや メールの 架空請求

詐欺に注意！

実際に送ってきたハガキです。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

ハガキにも注意を...

情報保護シールが貼られた

情報保護シール
目隠しラベル

ここから剥がしてください



県内各地で「ハガキが送られてきた」等の相談が寄せられています。ハガキを受け取っても記載されている連絡先には電話しないで、警察等へ相談してください。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp